

国立大学法人電気通信大学学資支援基金規程

令和 2年 3月18日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学基金に関する規程（以下「基金規程」という。）第8条の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学学資支援基金（以下「学資支援基金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学資支援基金は、基金規程第4条第1号及び第2号の事業のうち、経済的な理由により修学が困難な学生を支援することを目的とする。

(事業)

第3条 学資支援基金は、次に掲げる事業の用に供するものとする。

- (1) 授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部の免除その他学生の経済的負担の軽減を図る事業
- (2) 学資を貸与又は給付する事業
- (3) 教育研究上の必要があると認めた学生による海外への留学に係る費用を負担する事業
- (4) ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント等本学の規則で定めるところにより、学生の資質を向上させることを主たる目的として、学生を教育研究に係る業務に雇用するために係る経費を負担する事業

(学資支援基金の構成)

第4条 学資支援基金は、学資支援基金への寄附及びその運用益並びに次条第2項の規定による償還金をもって構成する。

(学資支援基金の管理)

第5条 学資支援基金の管理は、これを独立して行うものとする。

- 2 学資支援基金から貸与事業の実施に充当するために支出された金銭であつて、当該貸与の結果として、被貸与者から金銭が本学に対して償還された場合にあっては、当該償還された金銭は、再び学資支援基金に帰属するものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、学資支援基金の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年3月18日から施行する。